

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年9月12日

【事業年度】 第154期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

【会社名】 三菱製紙株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Paper Mills Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 立 藤 幸 博

【本店の所在の場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

【電話番号】 (03)5600-1352（直通）

【事務連絡者氏名】 法務部長 野 口 洋 隆

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

【電話番号】 (03)5600-1352（直通）

【事務連絡者氏名】 法務部長 野 口 洋 隆

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2019年6月26日に提出いたしました第154期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(4)【役員の報酬等】

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(4)【役員の報酬等】

- ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(訂正前)

<前略>

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、1988年6月29日（第123回定時株主総会）であり、報酬額を月額2千8百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない。）、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、1986年6月27日（第121回定時株主総会）であり、報酬額を月額7百万円以内としております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、1988年6月29日（第123回定時株主総会）であり、報酬額を月額4千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない。）、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、1986年6月27日（第121回定時株主総会）であり、報酬額を月額7百万円以内としております。

<後略>

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年9月12日
【会社名】	三菱製紙株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Paper Mills Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 立 藤 幸 博
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都墨田区両国二丁目10番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長立藤幸博は、当社の第154期(自2018年4月1日 至2019年3月31日)の有価証券報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。